



平成 18 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 昭和電線ホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 富井俊夫
(コード番号:5805 東証第1部)
問 合 せ 先 総務統括部長 相原雅憲
T E L 0 3 - 5 5 3 2 - 1 9 1 1

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 29 日(火)開催の当社取締役会において、第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

<新株予約権付社債発行の背景および目的>

当社グループは、第 7 次中期経営計画を当社グループの持株会社体制移行と事業環境の変化をふまえて平成 18 年 1 月に見直し、第 7 次中期経営計画ローリングとして平成 19 年度までの中期経営計画を策定しております。

当該計画は、事業再編の総仕上げと位置づけられるものであり、その重点施策として、成長事業(精密デバイス事業、振動制御機器事業、ワイヤハーネス事業、コンパクト型電力用終端機器事業)のリスタートと基盤事業(電線・線材事業、電力システム事業、巻線事業)の徹底した利益追求を掲げております。成長事業分野では市場対話力を強化し、グループの経営資源を重点投入することで開発スピードを加速させる一方で、基盤事業ではグループ内再編によりコストを低減させるとともに、需要の変化に対応した生産体制を追求し、利益の最大化を図ることとしております。

また、コア材料の応用、要素技術の展開により環境・自動車等の分野へ参入を図っていく等、新たな成長事業の創出にも取り組むことにより、事業の拡大と高い収益の確保を目指しております。

本新株予約権付社債発行による資金調達には、当該計画実現のための投資資金の確保および株主資本の充実による財務体質の一層の強化を目的とするものであります。

<新株予約権付社債を選択した理由>

本新株予約権付社債は、無利息で発行することにより資金調達コストを抑制することができるため、有利な条件で資金調達が行えます。また、新株予約権の行使条件の設定方法を工夫することにより新株予約権の行使が円滑に行われ、マーケットインパクトに配慮しながら当社の財務体質の強化を図ることができるものと考えております。さらに、繰上償還の条項を設けることにより、株価が下落した場合の過度の希薄化を抑制できるよう配慮しております。

記

1. 募集社債の名称 昭和電線ホールディングス株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金 50 億円
3. 各募集社債の払込金額 本社債額面 100 円につき金 100 円(各募集社債の額面金額 1 億円)
4. 各新株予約権の発行価額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
5. 払込期日および発行日 平成 18 年 9 月 13 日(水)
(募集新株予約権の割当日)
6. 募集に関する事項
 - (1) 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を大和証券エスエムビーシー株式会社に割り当てる。
 - (2) 申込期日 平成 18 年 9 月 13 日(水)
 - (3) 申込取扱場所 昭和電線ホールディングス株式会社 経理統括部

ご注意: この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 新株予約権に関する事項

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行または処分を「交付」という。)する数は、行使に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号②記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 新株予約権の総数
各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計 50 個の本新株予約権を発行する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容およびその価額
①本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、第8項第(5)号①に定める当該本社債の満期日の償還価額と同額とする。
②本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初 183 円とする。なお、転換価額は本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整されることがある。
- (4) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由および行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。なお、本新株予約権の価値の算出に当たっては、本新株予約権の発行の諸条件に加え、実勢金利、ボラティリティ、配当利回り等を前提として、希薄化の影響、繰上償還を行う可能性、当社普通株式の流動性等を考慮し、一般的な価格算定モデルである格子モデル(三項ツリーメソッド)により理論価値の算定を行った上で、当社の資本調達目的の実現可能性と投資家(社債権者)の当社に対する投資リスク、その他の資本調達手法との比較等をふまえて総合的に検討した。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は本社債の満期日の償還価額と同額とし、当初の転換価額は平成18年8月29日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%相当額とした。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。)、その残額を資本準備金として計上する。
- (6) 新株予約権の行使期間
本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年9月14日から平成20年9月11日(当社が、①第8項第(5)号②もしくは③により本社債を繰上償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日、②第8項第(5)号⑥により本社債を買入消却する場合には、本社債が消却される時)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第8項第(5)号④記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が添付された当社の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。)が第13項記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出された時点より本新株予約権を行使することはできない。新株予約権は、会社法第 287 条の定めにより行使することができなくなった時点において消滅する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (8) 転換価額の修正
- ①平成18年10月以降、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- ②本号①による算出の結果、修正後転換価額が次の金額(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。
平成18年10月の決定日から平成19年2月の決定日までの期間については121.8円
平成19年3月の決定日から平成20年8月の決定日までの期間については104.4円
- ③本号①による算出の結果、修正後転換価額が次の金額(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。
平成18年10月の決定日から平成19年2月の決定日までの期間については261.0円
平成19年3月の決定日から平成20年8月の決定日までの期間については348.0円

- (9) 転換価額の調整
- 当社は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行しまたは当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式により転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも適宜調整される。株式分割により普通株式を発行する場合には、上記算式で使用する「交付株式数」は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (10) 新株予約権の取得事由 取得事由は定めない。
- (11) 剰余金の配当 剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に扱うものとする。
- (12) 行使受付場所 株主名簿管理人 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
- (13) 行使取次場所 該当事項なし

8. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 金50億円
- (2) 各社債の金額 金1億円の種類
- (3) 社債の利率 本社債には利息を付さない。

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (4) 償 還 価 額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還の場合は本項第(5)号②乃至④に定める価額による。
- (5) 償還の方法および期限 ①本社債は、平成 20 年 9 月 12 日にその総額を償還する。
②当社は、当社が株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社が合併により消滅することを当社の株主総会で決議した場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行うことを当社の株主総会で決議した場合には、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換、株式移転、合併、吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金101円で繰上償還することができる。
③(i) 本社債の発行後、当社は、その選択により、いつでも、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき金 101 円で繰上償還することができる。
(ii) 本号③(i)の規定により本社債を繰上償還する場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、繰上償還する日の 30 日前までに書面にて事前通知を行う。
④(i) 平成 19 年 9 月 13 日以降において、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)にわたり、104.4 円を下回った日の翌日以降、本新株予約権付社債の社債権者は、いつでも、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金 101 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
(ii) 本号④(i)の規定により本社債の繰上償還を請求しようとする社債権者は、償還すべき日の2週間前までに繰上償還請求書に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて、償還金支払場所に提出しなければならない。
(iii) 本社債の繰上償還請求の効力は、繰上償還請求に要する書類が償還金支払場所に到着したときに生じるものとする。繰上償還請求に要する書類を提出した社債権者は、その後これを取り消すことはできない。
⑤償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
⑥本新株予約権付社債の買入および当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。当該本新株予約権付社債に係る本社債を買入消却する場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
- (6) 社 債 券 の 形 式 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- (7) 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

- (8) 財務上の特約 (担保提供制限) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 取得格付 取得していない。
11. 登録機関 該当事項なし。
12. 財務代理人 該当事項なし。
13. 償還金支払事務取扱者 (償還金支払場所) 昭和電線ホールディングス株式会社 経理統括部
14. 上場申請の有無 なし。
15. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

新株予約権付社債の手取概算額 4,960 百万円については、3,000 百万円を成長事業(精密デバイス事業、振動制御機器事業、ワイヤハーネス事業、コンパクト型電力用終端機器事業)への投資および基盤事業(電線・線材事業、電力システム事業、巻線事業)における合理化設備投資に、残額を事業拡大に伴う増加運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項なし。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分については、収益状況のみならず、今後の事業展開の見通し、経営体質の強化、内部留保等を総合的に勘案し、株主の皆様への安定継続した配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

前期は、中間配当は見送ったものの、期末は持株会社体制移行にあたりグループの事業基盤の整備に目処がたったことから、連結業績に見合った配当を考慮し、1株につき1円50銭といたしました。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成 16 年3月期	平成 17 年3月期	平成 18 年3月期
1 株当たり当期純利益	1.89 円	0.55 円	0.05 円
1 株当たり年間配当金	1.00 円	1.00 円	1.50 円
実績配当性向	52.6%	178.8%	2,959.5%
株主資本当期純利益率	1.0%	0.3%	0.0%
株主資本配当率	0.5%	0.5%	0.7%

(注) 1 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

2 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

ご注意: この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式のうち、158,000 株については、当社が有する自己株式を充当する予定であります。このため、今回のファイナンスを実施することにより、平成 18 年 8 月 29 日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 12.46%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に新たに発行される株式数から上記 158,000 株を差し引いた株式数を平成 18 年 8 月 29 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行の新株予約権付社債が全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は 8.71% (平成 19 年 3 月以降の上限転換価額で計算した場合 6.51%) となり、全て下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は 18.76% (平成 19 年 3 月以降の下限転換価額で計算した場合 21.90%) となります。

(2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

特にありません。

② 過去 3 決算期間の株価の推移

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
始 値	82 円	155 円	146 円	210 円
高 値	180 円	183 円	237 円	232 円
安 値	79 円	103 円	130 円	141 円
終 値	155 円	148 円	210 円	174 円
株価収益率	82.0 倍	264.7 倍	4,143.3 倍	-

(注) 1 株価は株式会社東京証券取引所第 1 部におけるものであります。

2 平成 19 年 3 月期の株価については、平成 18 年 8 月 29 日現在で表示しています。

4. 割当予定先の概要等

(1) 割当予定先の概要

割 当 予 定 先 の 名 称		大和証券エスエムビーシー株式会社	
割 当 金 額 (額 面)		金 5,000,000,000 円	
払 込 金 額		金 5,000,000,000 円	
割 当 予 定 先 の 内 容	住 所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 斎藤辰栄	
	資 本 の 額	2,056 億円(注)	
	事 業 の 内 容	証券業	
当 社 と の 関 係	大 株 主		株式会社大和証券グループ本社 60%(注) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 40%
	出 資 関 係	当社が保有している 割当予定先の株式の数	-(注)
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	-(注)
	取 引 関 係	主幹事証券	
人 事 関 係	なし		

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成 18 年 8 月 29 日現在のものです。

(2) その他

本新株予約権付社債の割当先である大和証券エスエムビーシー株式会社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件にかかわる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないこととなっております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。